

第 2 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和5年7月31日(月) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 2時 43分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)
出席委員	<p>22名</p> <p>1番 富田 正次郎 2番 杉戸 恵司 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄 7番 星野 重彦 9番 坂本 久美子 10番 星野 昭彦 12番 渡辺 隆司 13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄 1番 金子 博一 2番 荻原 完一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 7番 高沢 良満 8番 丹羽 康博 9番 中村 耕一郎 10番 齊藤 克代 11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一</p> <p>[遅刻委員] [中座委員] [早退委員]</p>
欠席委員	<p>8番 山形 栄子 11番 中島 篤 3番 新井 茂夫 6番 小菅 雄一郎</p>
議事参与	<p>5名</p> <p>事務局長 新井 八寿代 主査 鳥井 貴史 次長 今泉 勝浩 係長 栗原 理笑子 主査 春原 純子</p>
議 事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 会期決定の件</p> <p>日程第3 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 3件</p> <p>日程第4 第5号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に よる諮問について 委員会処分 3件</p> <p>日程第5 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</p>

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第2回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員12名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、3番山形啓子委員及び4番川口委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

つづきまして、日程第3 第4号議案「農地法第5条の規定による許可の申請」について、委員会処分が3件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由・転用目的を朗読)

受付番号8番、9番、10番の立地基準につきましては、生産性の低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定につきましては、いずれもより適した代替地を探すのは困難と思われれますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上8番から10番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

続きまして、この件について7月28日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

1番農業委員

はい。

議 長 はい。1番富田委員。

1番農業委員 1番富田でございます。先週、4名で現地調査に行っていました。8番についてご説明いたします。裏面の地図をご覧ください。場所は山のすぐ下で、現在現地は芝生が敷き詰められているということで、始末書が添付されておりますので、個人的には資材置場用地として利用していただければと思います。周辺は西側が山となっておりますので、問題はないかと思います。次に9番、裏面の地図をご覧ください。場所は上電の東新川駅から南に下ったところにある大間々・桐生線があって、以前寿司屋があったところの裏側になります。2つの筆の内面積が大きい筆の方に家が建つ予定で、現在は農作物が植えられておりました。家を建てても問題はないように思います。面積の小さい方は通路として使用するということで、何ら問題ないと思います。次に10番、裏面の地図をご覧ください。場所は上電の新川駅近くの伊勢崎・大間々線を少し入ってもらったところで、家を建てるのに何ら問題ないと判断しますのでよろしく願います。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、願います。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が3件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第4号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第5号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問」について、委員会処分が3件ございますが、受付番号1番につきましては、富田正次郎委員が借り手となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室していただきます。

それでは 1番 富田正次郎委員、退席をお願いします。まず始めに、受付

番号1番の諮問、1件について議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容等を朗読)

以上、利用権設定総括表1番について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件につきましても、7月28日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いします。

1番推進委員 はい。

議長 はい。1番金子推進委員。

1番推進委員 1番推進委員金子です。先週、4名で現地調査に行つてまいりました。8ページの地図をご覧ください。場所はミツバの新里工場の西隣です。現況は稲の中干しが終わったところのようで、大分青々ときれいに成長しておりました。随分きれいに管理されておりました。9ページの地図の件なんですけれども、場所はミツバの新里工場の北側に位置します。ここもきれいに耕作されておりました。稲が元気よく生育しておりました。耕作に何ら問題はなく、すばらしく耕作されているなど判断しました。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

13番農業委員 はい。

議長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 今回の諮問について、8月から借りることになっていますが、作物がすでに植えられているのですか。

議長 はい。事務局。

事務局 この場所につきましては、以前から借り手が利用権設定で土地を借りておまして、今回は更新となります。以上です。

13番農業委員 はい、分かりました。

議長 よろしいでしょうか。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第5号議案 受付番号1番の許可申請について本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第5号議案 受付番号1番の許可申請は許可相当として承認(否決)されました。

それでは、1番 富田正次郎委員の入室を求めます。

富田委員へご報告いたします。本件については、承認されました。

続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容等を朗読)

以上、所有権移転総括表1番、2番について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、この件につきましても、7月28日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いします。

1番推進委員

はい。

議長

はい。1番金子推進委員

1番推進委員

1番推進委員金子です。11ページの地図をご覧ください。場所は新川駅の南にあたります。この2筆について、現況はビニールハウスになっておりまして、中は草一本もなくきれいになっており、何も植えていない状態でした。きれいに管理されているなと思いました。それから12ページの地図をご覧ください。場所は上電の線路の南側でして、ここもきれいに稲が耕作されていました。次に13ページの地図をご覧ください。ここは新里中央小学校の脇を歩いていくんですけれども、ここもきれいに耕作されておりました。何ら問題ないと感じました。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

6番農業委員

はい。

議長

はい。6番井田委員。

6番農業委員

受付番号2番の方なんですけれども、地目が畑になっているんですけれども、これは田の間違いじゃないんですか。

議長

はい。事務局。

事務局

この場所について、地目は畑となっておりますが、実際には水田として利用されております。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

6 番農業委員 はい。あとひとつよろしいですか。

議 長 はい。6 番井田委員。

6 番農業委員 非常に残念なことなんですけれども、同じような地区の中で、新川地区では土地の買取額が高額なのに対して、山上については非常に安いと、余談ではありますが少し残念かなと。場所については両方とも比較的同じくらいいい場所でございますので、そんな意見を出したいと思います。以上です。

議 長 はい。今土地の価格について意見がございましたけれども、2 件とももともと貸借関係がある等の状況があって、今回の例でいうと借り手が以前からハウスを作ってそこを借りていたといったようなつきあいがあったり、もう一つの件につきましても以前から貸借関係があったりしたところから今度改めて土地を買い取ってくれという話になったということで、井田委員の言っていることも分かるんだけど、売り手と買い手の話し合いがうまくできて今日話がここに上がってきているんだと思いますので、いずれにしても買い手が一生懸命農業をやっていくということでみなさんには理解をしていただければいいと思うんですけれども。よろしいでしょうか。

8 番推進委員 はい。

議 長 はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員 受付番号 2 番の地目が畑となっている土地のことで、畑を水田にするということなんですけれども、すでに水田になっているのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 はい。現地については以前から利用権設定で買い手がもうすでに水田として利用しております。所有者から土地を買い取ってほしいという申し出があり、今回の申請に至ったとのことです。以上です。

8 番推進委員 それでは用水等についてはもう問題ないと。

鳥井主査 問題なしです。

8 番推進委員 分かりました。それと受付番号 1 番の地目が田となっているところが今ビニールハウスになっているとのことなんですけど、もともと地目が田のところを畑として利用するということですよ。

事 務 局 はい。受付番号 1 番につきましても、以前から利用権設定で買い手がもうすでに畑として利用しております。所有者から土地を買い取ってほしいという申し出があり、今回の申請に至ったとのこと、地目は田ですが以前から畑として使われていたとのこと。以上です。

8 番推進委員 そうすると両方は田を畑にするとか、もしくはその逆にするというので、土地改良区か水利組合か知らないですけども、何かしらの組合には入っているわけですよ。今回のように、田から畑になるということになると、決済金とかそういうものは当時納めているんですかね。

事 務 局 すみません、土地改良のことにしましては、土地改良組合の管轄になります

ので、こちらで把握はしておりません。以上です。

議 長

8 番丹羽推進委員の質問の内容は分かりますが、ここは農地法について話を
するところであって、今の話は当事者が土地改良組合等との話し合いをしてもら
うという話になります。ですからここでは先ほど農地法のなかで説明があつ
たところで審議をしていただいて、そうでない部分についてはそれに関するところ
で解決していただくように考えていただくと今後考えていく上ではやりやす
いのではないかと思います。余談ですけれども、県での審議会でも今回のよ
うな質疑が出てくるんですが、それは法律の外側になってしまうので、あくま
でわれわれに課せられた関係法令に関する部分だけを協議・審議していただく
ように考えていただくようよろしくお願いします。いい質問だと思うので、質
問はしていただいていいと思いますけれども、そんなことでお願いします。

8 番推進委員

分かりました。

議 長

ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 5 号議案「農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による諮問」につい
て、2 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の
挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 5 号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第 5 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」につい
て、事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出」については、
ございませんでした。

以上でございます

議 長

今、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第 1 号について申請が
ないということで、よろしいでしょうか。

続きまして、報告 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」につ
いて、事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」については 4 件
ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議 長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後2時43分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

3 番

4 番
